

○ 保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準（平成十八年金融庁告示第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後			改正前		
別表（第一条、第五条関係）			別表（第一条、第五条関係）		
保険種類群	保 険 種 類	異常災害損失	保険種類群	保 険 種 類	異常災害損失
【略】			【同左】		
火災	火災保険、風水害保険	損害率が50%を超える損害	火災・貨物・運送	火災保険、貨物保険、運送保険、風水害保険、賠償責任保険、建設工事保険、動産総合保険	損害率が50%を超える損害
【略】			【項を加える。】		
	貨物・運送	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険			
	賠償責任	賠償責任保険			
【略】			【項を加える。】		
【略】			【同左】		

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示の適用の日以後最初に終了する事業年度に係る決算期におけるこの告示による改正後の別表の左欄に掲げる保険種類群（火災、

貨物・運送及び賠償責任に限る。第二号において「保険種類群」という。）の区分ごとの前事業年度に積み立てた保険業法施行規則第二十一条の四十六第一項第二号に掲げる異常危険準備金の金額（以下「前期末準備金残高」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第四百四十八号）附則第十六条各号に定める金額（次号において「無税準備金残高」という。）がそれぞれ対応する前期末準備金残高を超過しない場合 前期末準備金残高

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる保険種類群の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額

イ 無税準備金残高が前期末準備金残高を超過する保険種類群（ロにおいて「無税準備金残高超過保険種類群」という。） 無税準備金残高

ロ 無税準備金残高超過保険種類群以外の保険種類群 前期末準備金残高から超過額（無税準備金残高超過保険種類群が複数ある場合にあっては無税準備金残高超過保険種類群に係る無税準備金残高と前期末準備金残高との差額の合計額をいい、無税準備金残高超過保険種類群以外の保険種類群が複数ある場合にあっては当該差額を合理的な方法により配分した金額をいう。）を控除した金額